

湘南スポーツ道場 手引書

湘南スポーツ道場のスポーツクラブおよび学童に関する手引書となります。

何かわからないこと、ご相談したい事があれば、Discordよりお問い合わせください。

【目次】

▶学童&クラブ利用に関して(共通事項)・・・2P

- ①月謝の支払い方法に関して
- ②契約利用変更の手続きに関して
- ③災害等の際の開所・開講に関して
- ④学級閉鎖クラスの受け入れに関して
- ⑤年末年始と夏季休暇に関して

▶クラブ利用に関して・・・3P

- ①年間のレッスン回数に関して
- ②振替制度に関して
- ③休会制度に関して
- ④3種目以上受講する場合
- ⑤レッスン着やその他費用に関して

▶学童利用に関して・・・5P

- ①送迎に関して
- ②一人での登所、帰宅に関して
- ③長期休みの遠足に関して
- ④無料プログラムに関して

▶規約と同意に関して・・・6P

- 第1条（目的）
- 第2条（月会費の支払い）
- 第3条（肖像権に関して）
- 第4条（会費・レッスンスケジュールに関して）
- 第5条（スポーツ保険に関して）
- 第6条（契約の解除）
- 第7条（契約内容）
- 第8条（協議）

▶学童&クラブ利用に関して(共通事項)

①月謝の支払い方法に関して

月謝封筒を渡された後に、現金にてお支払いください。

基本的に利用月の2ヶ月分を前月にお支払いとなります。

相互で認識を持てるように日付と金額を表面にある領収枠に記入して提出してください。下記図参照。

氏名 _____ 殿

月 別	領 収 印	月 別	領 収 印
4月分 ○月 ○日領収	金額	10月分 月 日領収	
5月分 ○月 ○日領収	※2ヶ月分	11月分 月 日領収	
6月分 月 日領収		12月分 月 日領収	
7月分		1月分	

②契約利用変更の手続きに関して

利用変更の前月の25日までにご連絡ください。

③災害等の際の開所に関して

基本的に警報が発令された場合は、児童の安全と職員の安全を優先とし閉所となります。

天候や地震による災害は交通状況、建物の状況により、その翌日、閉所する判断もございます。

④学級閉鎖クラスの受け入れに関して

感染症(インフルエンザ等)で学級閉鎖となった場合、感染症の蔓延を防止することを優先とする為、学童の利用およびスクールへの参加はお控えください。

⑤年末年始と夏季休暇に関して

年末年始は12月29日～1月3日。

夏季は8月13～16日を含めた一週間がお盆休みとなります。

▶クラブ利用に関して

①年間のレッスン回数に関して

年間37回レッスンを基本としています。

②振替制度に関して

別クラスへの振替が可能となっています。ただし、ダンス道場は振付の進行等の兼ね合いもあり振替ができません。また振替希望先のレッスンが定員オーバーになる場合等は振替ができませんのでご注意ください。そして、振替は月に1回のみとなり、前月、当月、翌月までが有効範囲となります。ただし、年度末はクラス切り替えの為年度をまたいでの振替等を行えませんのでご注意ください。

【振替可能例】

- ・ダンス道場お休み → アクロバット道場へ振替
- ・忍者道場お休み → アクロバット道場へ振替
- ・アクロバット道場お休み → 別曜日のアクロバット道場へ振替

【振替不可例】

- ・ダンス道場へ振替
- ・振替先レッスンが定員オーバー
- ・3月のお休みを4月に振替
- ・4月に休み予定を3月に振替

③休会制度に関して

諸事情により休会する場合は必ず前月までにご連絡ください。

休会中在籍費用は一切かかりませんが、休会月を含めて2カ月までといたします。

それ以降は休会する場合はお手数ではございますが在籍費用として月謝の半額をお支払いいただきます。ただし、骨折等の怪我によるやむを得ない場合は当月申請から可能となります。

④3種目以上受講する場合

湘南スポーツ道場ではダンス、アクロバット、忍者、キッズカンパニークラブと4種目のクラブを運営しています。3種目以上受講する場合、月謝は定額となっております。ただし下記の事項にご注意ください。

- ・ダンスは同時に3クラスまで受講可能とする。
- ・アクロバットは1クラスまで受講可能とする。

それぞれ、受講可能クラス数以上を希望する場合は別途追加で1,500円発生といたします。

⑤レッスン着やその他費用に関して

ダンス道場

上：Tシャツ1枚。長袖やフリフリが付いている等、動き辛い服装はご遠慮ください。

下：自由。ただし膝丈までであるパンツ。

ダンスシューズは白色としています。発表会等で色をそろえる為です。

発表会衣装(年間を通して2作品ありますが、費用削減を目的に年間で同じ衣装となります。)

アクロバット道場

上：指定ユニフォーム3,500円

下：自由。ただし膝丈までであるパンツ

忍者道場

上：指定ユニフォーム3,500円

下：自由。ただし膝丈までであるパンツ

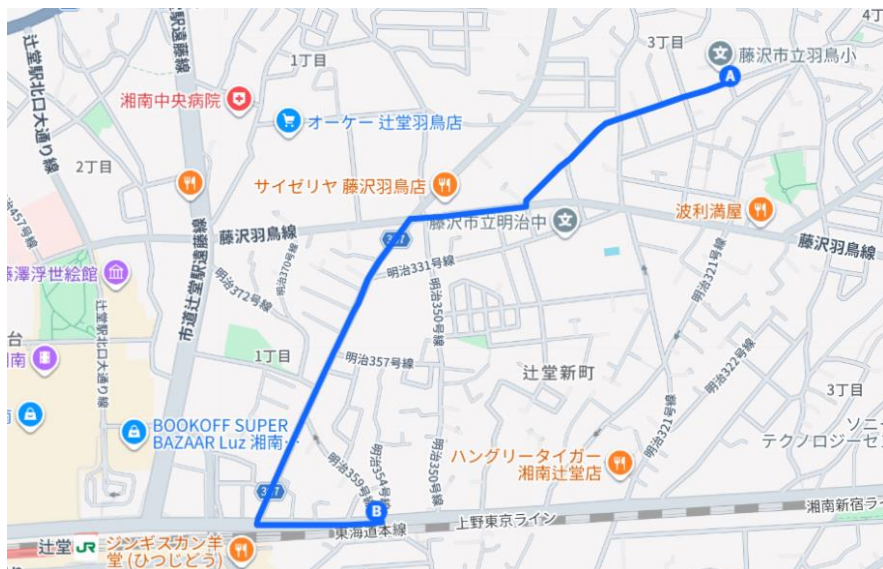
※アクロバットと忍者道場は同じユニフォームとなります。両方行う場合は1枚でOKです。

▶学童利用に関して

①送迎に関して

羽鳥小学校1年生のみ給食開始まで実施いたします。以降は自力での登所となりますのでご承知おきください。他小学校をご利用の方は自力での登所となります。

羽鳥小学校からの送迎ルートに関しては下記図の通りです。



②一人での登所、帰宅に関して

学校がお休みの場合、保護者様の同意があれば登所は可能です。帰宅に関しても同様になります。

③長期休みの遠足に関して

長期休みでイベント遠足がある場合は、契約日の方は参加となります。基本的に午前中から午後13時までに戻る遠足になります。

例えば平塚総合公園に遊びに行く場合、9時に出発→12時に学童へ戻る。という形で行います。

※最低でも14時には戻り、午後のクラブや習い事の活動に支障がでないようにしています。

職員配置の兼ね合いでイベントに参加しないで学童に残るという事はできませんのでご承知おきください。また遠足費用は基本的に1,000円以内の場所となります。7.8月で週5利用で遊びつくして10,000円前後とお見積りください。

④無料プログラムに関して

下校時刻と定員の兼ね合いから対象は1～2年生までが対象となります。またユニフォーム等は不要となります。

【重要】

次ページに規約と同意に関しての説明事項がございます。

湘南スポーツ道場会員規約兼同意書

はじめに

『本契約は入会申請を行い、本サービスを受講することで発生し双方が合意したものとみなす。』

湘南スポーツ道場（以下「スポーツ道場」という。）と、湘南スポーツ道場会員（以下「会員」という。）とは、スポーツ道場が行う学童保育および運動指導等に関し、以下のとおり規約を確認し契約をすることとする。

第1条（目的）

本規約は、スポーツ道場が会員に対して行うサービスに関し、その基本的な事項について定めることを目的とする。

第2条（月会費の支払い）

会費は現金での支払いとする。ただし、会員数増加に伴い、銀行振り込み制度となる等、スポーツ道場の都合により変化が生じた場合、会員は臨機応変に対応することとする。

第3条（肖像権に関して）

活動中の写真等はスポーツ道場または担当指導者が行う広報活動、個人の活動の為に使用することを会員は同意をすることとする。ただしこれ以外の目的には使用しない事とする。

第4条（会費・レッスンスケジュールに関して）

社会情勢等により価格やスケジュールは変更となる場合もある。その場合はスポーツ道場から会員へと1ヵ月前から告知をすることとする。しかし、急なやむを得ない事情により変更となる場合はそれに該当しない。

第5条（スポーツ保険に関して）

クラブ利用者、学童利用者において、弊社による手続きのもと、スポーツ保険に加入とする。加入先は公益財団法人スポーツ安全協会の保険とする。

第6条（契約の解除）

スポーツ道場又は会員は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何かしらの催告を要することなく、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 本契約又は個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内には是正しないとき。
- ② 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行の申立てを受けたとき。
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産、民事再生、会社更生のいずれかの手続開始の申立てがあったとき。
- ⑤ 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約又は債務の履行が困難となるおそれがあると客観的に認められるとき。

第7条（契約内容）

契約内容・料金に関しては別途定めたものを参照とする。

第8条（協議）

本契約若しくは個別契約に定めのない事項又は本契約若しくは個別契約の解釈に疑義が生じたときは、スポーツ道場及び会員が協議して解決する。

繰り返すが

『本契約は入会申請を行い、本サービスを受講することで発生し双方が合意したものとみなす。』